

令和4年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	133,267
うち社会保障財源化分	69,430

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	151,062	116,188	34,874
	母子福祉事業	6,062	1,056	5,006
	高齢者福祉事業	2,825	1,056	1,769
	障がい者福祉事業	172,148	127,922	44,226
	小計	332,097	246,222	85,875
社会保険	国民健康保険事業	48,917	36,776	12,141
	介護保険事業	76,872	1,550	75,322
	後期高齢者医療保険事業	49,769	0	49,769
	国民年金事業	42	42	0
	小計	175,600	38,368	137,232
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,028	513	515
	乳幼児医療給付事業	2,113	1,187	926
	予防事業	13,955	1,799	12,156
	診療所事業	95,565	10,000	85,565
	小計	112,661	13,499	99,162
合計	620,358	298,089	322,269	
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				69,430

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など